

住民税の申告受付

▶ 問合せ 税務課税務係 ☎ 24-5111 (内線120・121)

住民税の申告(※1)を、2月16日から3月15日(土日祝日を除く(※2))に、役場特設窓口(役場2階委員会室)で受け付けます。また、下表のとおり出張窓口も開設します。該当する方は申告をお願いします。

※1…所得税の申告相談もあわせて受け付けます。

※2…平日に申告できない方は、3月7日(日)に受け付けます。(午前9時～11時半、午後1時～4時に役場特設窓口)

住民税(村県民税)の申告が必要な人

令和2年中に所得があり、令和3年1月1日現在、昭和村に住所がある方。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方。
 - ・年末調整が済んでいる給与所得のみの方。
 - ・公的年金等にかかる所得のみの方。
- (注)…扶養控除、障害者控除、医療費控除などの所得控除を追加・変更する場合は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード等と本人確認書類(免許証等)
- ・印鑑(認印)
- ・所得の証明となる資料(給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書など)
- ・国民年金などの社会保険料控除証明書
- ・生命保険や地震保険等の控除を受ける人→保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける人→個人・支払先ごとにまとめた明細書等
- ・障害者控除を受ける人→障害者手帳・療育手帳等

農業所得や営業所得等の申告をされる方は、収支内訳書の作成が必要です。収入金額および必要経費をご自分で計算のうえ、計算根拠がわかるように準備してきてください。

昭和村役場特設窓口

2月16日(火)～3月15日(月)
午前9時～11時30分、午後1時～4時

出張窓口の開設日程

午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

月日(曜日)	受付時間	対象地区	相談会場
2月18日(木)	午前	永井下・上	永井住民センター
	午後	入原上・下	入原公民館
2月19日(金)	午前	藤井、宮貝戸、根岸、伏田、鎌沢、森下下、入沢	地域活性化センター
	午後	森下上・中、三ツ谷、椽久保北部・南部	
2月22日(月)	午前	田岸、大堀、滝久保、池原、生越	貝野瀬構造改善センター
2月24日(水)	午前	中野下・上、長者久保、大河原、追分、赤谷	大河原住民センター
	午後	赤城原第一・第二、松ノ木平第一・第二	赤城原区民館
2月16日(火)～3月15日(月)	午前 午後	吹張、宿、中宿、中内出、常木、滝寺、南内出、上内出ほか 指定日に申告できない方	昭和村役場2階委員会室

福祉医療費受給資格者証の申請

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線133)

福祉医療費制度は、子どもや重度心身障害者、母子家庭等で要件を満たす方の医療保険自己負担額を無料とする、県と村の制度です。

右表のいずれかに該当する人で、福祉医療費受給資格者証の交付を受けていない人は、役場保健福祉課で申請をしてください。

福祉医療費受給資格者証は、県内の医療機関で受診するときに、保険証と一緒に窓口で提示してください。県外での受診や治療用装具を装着した場合は、負担金を支払ってから領収書を持って、役場保健福祉課へ申請してください。

●注意 母子・父子家庭の人は、結婚した場合(事実婚も含む)は資格を喪失しますので、届出をしてください。また、子どもの受給資格は保育園や学校で「けが等」をした場合には、保育園・学校の災害共済保険が優先となります。まずは保育園・学校に連絡してください。もし、福祉医療費受給資

格者証の使用と保育園・学校の災害共済給付の両方を受けたときには、福祉医療費分を返還して頂くことになります。

○対象者一覧(昭和村に住所がある医療保険の加入者)

区分	対象者	手続きに必要なもの
子ども	0歳児～中学校3年生の年度末(3月31日)まで	保険証・印鑑
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方	
	・特別児童扶養手当1級の対象となった方	証書・保険証・印鑑
	・障害年金1級の該当となった方	年金証書・保険証・印鑑
	・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方	身体障害者手帳・保険証・印鑑
	・療育手帳の交付を受け、判定がAの方	療育証書・保険証・印鑑
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している母	保険証・印鑑
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している父(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑
親のない子	18歳未満の親のない児童(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑

硬質プラスチック(不燃ごみ)の分別

▶ 問合せ 産業課産業振興係 ☎ 24-5111 (内線153)

このところ、搬出されるごみが徐々に大きくなっている傾向にあります。ごみ処理場の焼却炉への負担を抑えるためにも、硬質プラスチックの分別をもう一度確認いただきますよう、ご協力をお願いします。

◆硬質プラスチックとは

カセットテープ、CD、DVD、プラスチックスプーン・フォーク、ボールペン、歯ブラシ、バケツ、洗面器、プラスチックハンガー、プラスチックのおもちゃ、食品保存容器 など

◆分別するには

- ・1辺が30cm以内のものをに出してください。
- ・1辺が30cmを超える場合は、小さく切るか、粗大ごみで出してください。
- ・金属部分を分別して出す場合、プラスチック部分を硬質プラスチック、金属部分は資源ごみのその他金属で出してください。
- ・金属部分を分別できないものは、燃やせないごみで出してください。



◆対象外のもの

- ・ポリタンク、大きいプラスチックケース・コンテナ、大きいおもちゃ、ペットケージなどは、小さく切るか、粗大ごみで出してください。
- ・♻️マークのあるものは、資源ごみの指定プラスチックで出してください。
- ・ナイロン製などの柔らかいプラスチック製品は、今までどおり燃やせるごみで出してください。

◆ごみステーションへ出すとき

- ・透明または半透明の袋に入れ、中が見えるように専用のネットの中へ出してください。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115・116)

◆交付申請書が再送付されます

マイナンバーカードをまだ取得されていない方へ、総務省・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、マイナンバーカードの申請に必要な書類が順次発送されています。もし書類が届かない方で申請を希望する場合は、役場住民係へお問合せください。

総務省・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送られてくる書類

◆マイナンバーカード時間外交付窓口を開設します

時間外交付窓口を利用の際は**事前に電話で予約**が必要です

令和3年3月31日まで期間限定でマイナンバーカード交付の受付時間を延長して開設しています。この機会に、平日の開庁時間(8時30分~17時15分)に受取が困難な方はご利用ください。

- ※予約状況により開設されない場合もあります。
- ※時間外交付窓口では住所変更届の受付や、各種証明書の発行等は行いません。

- 対象者** マイナンバーカードを申請された方で、昭和村から「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いている方。すでにマイナンバーカードをお持ちの方で、電子証明書が3カ月以内に有効期限切れとなる方も更新可能。
- 開設期間** 令和3年3月31日(土日・祝日除く)まで ※予約状況により**週2日程度開設**となります。
- 延長交付受付時間** 17時15分~19時
- 開設場所** 昭和村役場 総務課住民係
- 予約方法** 月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分~17時15分の間に電話で予約をしてください。